

岐阜県障害児安全安心対策事業補助金Q & A

ICT を活用した子どもの見守り支援事業

Q 1 送迎を行っていない場合、申請できるか。

A1 送迎を行っていない場合も申請することは可能です。

Q 2 見守りシステムに登園管理システムが含まれる場合、どのように申請すればよいか。

A2 経費を明確に区分する必要があります。区分できない場合、いずれかの事業として申請することは可能です。ただし、補助限度額は、申請した事業の補助限度額となります。

Q 3 システム導入のために既存の PC を更新する場合、補助対象となるか。

A3 システム導入に必要な場合は、対象となります。

Q 4 システム導入に必要な無線 LAN を設置する場合、補助対象となるか。

A4 システム導入にあたり必要不可欠であれば設置に係る経費については、対象となります。

Q 5 既存システムの改修費用は補助対象となるか。

A5 既に導入している見守りに係るシステムの改修については、対象となりません。
既存システムになかった見守りシステムを付加する場合は、対象となります。

Q 6 システムの保守管理、リース料、通信費は補助対象となるか。

A6 システムに係る保守管理、リース料、通信費は対象となりません。

Q 7 システムの導入に伴って備品を購入する場合、対象となるか。

A7 システム導入に必要な備品であれば、対象となります。

登降園管理システム支援事業

Q 8 送迎を行っていない場合、補助対象となるか。

A8 送迎を行っていない場合も申請することは可能です。

Q 9 周辺機器（園児配布用 IC カード）も補助対象となるか。

A9 システム導入する際に必要な機器は、対象となります。

Q 10 システム導入のために既存の PC を更新する場合、補助対象となるか。

A10 システム導入する際に必要な機器は、対象となります。

Q 11 システム導入に必要な無線 LAN を設置する場合、補助対象となるか。

A11 システム導入にあたり必要不可欠であれば設置に係る経費については、対象となります。

Q 12 システムの改修費用は補助対象となるか。

A12 既に導入している登降園管理システムの改修については、対象となりません。
既存システムになかった登降園管理システムを付加する場合は、対象となります。

Q 13 システムの保守管理、リース料、通信費は補助対象となるか。

A13 システムに係る保守管理、リース料、通信費は対象となりません。

Q 14 システムの導入に伴って備品を購入する場合、対象となるか。

A14 システム導入に必要な備品であれば、対象となります。

交付申請関係

Q 1 5 申請者は、事業所でよいか。

A15 申請者は、法人となります。

Q 1 6 複数の事業を実施することも可能か。

A16 複数の事業を実施することも可能です。

Q 1 7 法人の所在地が、県外である場合、対象となるか。

A17 岐阜県内に事業所があれば、対象となります。ただし、岐阜市に所在地のある事業所は対象となりません。

Q 1 8 既に購入している場合、対象となるか。

A18 令和8年4月1日以降に発注・契約等を行っている場合は、対象となります。その場合、発注日等のわかる書類を合わせて提出してください。

Q 1 9 交付申請後、交付決定前までに事業を実施していいか。

A19 急を要する場合は実施いただいても構いませんが、交付決定を行うまでは、補助金の交付を確約することができません。審査の上、当補助金の趣旨に沿った補助対象事業、補助対象経費と確認でき、適正な経費と認められる場合は、順次交付決定となります。

Q 2 0 過去に1度申請したが、再度申請することは可能か。

A20 予算に限りがあるため、過去に本補助金の交付を受けていない事業所を優先的に採択します。

Q 2 1 当初より補助対象経費が増えたが、変更等承認申請を行えば対象となるか。

A21 審査の上、適正な事業と認められれば、補助限度額の範囲内において、対象となります。

Q 2 2 ポイントで支払いを行った場合、対象となるか。

A22 ポイント等を支払いに充当した場合、充当分については値引きと同等とみなし、補助対象外となります。一部をポイントで支払っている場合、その分を除いた額を補助対象経費としてください。

Q 2 3 クレジットカードで支払いを行った場合、対象となるか。

A23 交付申請時点で購入済みの場合や、その他やむを得ずクレジットカードを使用する場合を除き、原則として、現金払いや振込等による支払をしてください。やむを得ずクレジットカードを利用する場合は、令和9年2月28日以前に引き落としが完了するよう、余裕をもって事業を実施いただくとともに、実績報告時には、クレジットカードの利用明細の写し（該当箇所以外黒塗り可）を併せて提出してください。

Q 2 4 キャッシュレス決済で支払いを行った場合、対象となるか。

A24 キャッシュレス決済で支払いを行った場合は、対象となりません。

Q 2 5 個人名義で購入した場合、対象となるか。

A25 個人名義で購入した場合は、対象となりません。

Q 2 6 振込手数料は対象となるか。

A26 振込手数料は対象となりません。

また、代引き手数料、分割払いの際の金利等の支払い時に生じる金利や手数料は補助対象となりません。

申請手続き関係

Q 2 8 郵送での申請は可能か。

A28 郵送での申請は可能です。(当日消印有効)

Q 2 9 申請書類はどこで入手できるか。

A29 岐阜県ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。

URL:<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/377854.html>